

令和5年度

東京学芸大学附属世田谷中学校いじめ防止基本方針

I. いじめ防止等のための対策についての基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、すべての生徒は、いじめを行ってはならない。

3 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

- (1) すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合は、適切かつ速やかにこれに対処する。
- (2) いじめはどの学級、どの子どもにも起こりうるという基本認識に立ち、いじめは決して許されないことであるとの意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- (3) いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有し、学校が一丸となって組織的に対応する。
- (4) 情報モラルを育てる教育の充実に努める。

II. いじめ防止等に関する取組

1 未然防止

- (1) 学校の全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という意識や規範意識、集団のあり方等について生徒の理解を深める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情や他者への思いやりを育む教育活動を推進する。
- (3) 生徒会や学級の活動を通して、生徒自身がいじめ問題を主体的に考え、自ら活動できるような集団づくりに努める。
- (4) ネット等を通じて行われるいじめの防止及び適切に対処することができるための指導を行う。

- (5) 学校生活での悩み等の解消を図るために、スクールカウンセラー等の教育相談体制を有効に活用する。
- (6) 教職員の言動がいじめを誘発したり、助長したりすることがないように指導のあり方に細心の注意を払う。
- (7) 校内研修を充実させ、生徒の変化や危険信号に気づく力など教職員に必要な力量の形成を図る。
- (8) 関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 早期発見

- (1) 教職員は日常的な生徒の人間関係や実態などの事実関係をしっかり把握し、いじめの早期発見に努める。
- (2) 定期的（学期に1回以上）にアンケート調査（記名・無記名）や個人面談等を行い、生徒がいじめを訴えやすい環境や体制を整え、生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。
- (3) 生徒とのコミュニケーションを図ると同時に、教職員間のコミュニケーションを円滑にし、常に校内でのできごとについての情報の共有化を図る。

3 早期対応

- (1) いじめの疑いが生じたときには、特定の教職員が一人で抱え込まずに、直ちに学年主任、運営委員、管理職に報告し、いじめ対策委員会を中心として速やかに学校全体で組織的に対応する。
- (2) 詳細な事実確認に基づき、いじめを受けた生徒の身の安全を最優先に考え、適切な対応と支援を行う。
- (3) いじめを行った生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (4) いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、附属学校運営部、専門家等及び警察等関連機関と連携して対処する。

4 組織的対応

- (1) 次の内容については、定例の運営委員会、指導部会、学年会で協議する。
 - ① いじめ防止に関すること。
 - ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
 - ③ いじめへの対処に関すること。
 - ④ いじめに関する生徒の理解を深めること。
- (2) いじめの疑いが生じた場合は、運営委員会に当該学級担任、養護教諭等を加えた「いじめ対策委員会」で対応を協議し、全教職員で対応にあたる体制を組織する。必要に応じて、スクールカウンセラー等外部専門家の参加を要請する。

5 いじめ防止等のための対策の点検・見直し

いじめを見逃さず、いじめに対する適切な措置を行うため、学校評価を通じて次の点を

中心に取り組みを評価し、必要な見直しを図る。

- ① いじめ防止に関する取り組み。
- ② いじめの早期発見に関する取り組み。
- ③ いじめへの対応についての取り組み。

III. 重大事態への対処

1 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態 【いじめ防止対策推進法第 28 条】

2 重大事態に対する対応

重大事態が発生した場合は、内容に応じて次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、附属学校運営部に速やかに報告する。
- (2) 附属学校運営部と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。